

健康保険法等の規定に基づいて

入院時の食事等についての負担は次のとおりです

◎地域包括ケア病棟（3階）入院の場合

区 分			食事療養標準負担額	生活療養標準負担額	
			65歳未満	65歳以上	
			食事代 (1食当たり)	食事代 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
市町村民税 課税世帯	現行並み 所得者一般	一般の患者	490円	490円	370円
		難病患者等	280円	280円	0円
市町村民税 非課税世帯	低所得者 (Ⅱ)	過去12ヶ月の入院日数90日以内	230円	230円	370円
		過去12ヶ月の入院日数91日以上※	180円		
	低所得者(Ⅰ)		140円	140円	370円
	老齢福祉年金受給者・境界層該当者		—	110円	0円

◎療養病棟（4階）入院の場合

負担区分			標準負担額(療養病床)				
			医療の必要性の低い方 (医療区分1)		医療の必要性の高い方(医療区分2・3)		指定難病患者
					指定難病患者以外		
			食事代 (1食当たり)	居住費★ (1日当たり)	食事代 (1食当たり)	居住費★ (1日当たり)	食事代 (1食当たり)
市町村民税 課税世帯	現行並み 所得者一般		490円	370円	490円	370円	280円
市町村民税 非課税世帯	低所得者 (Ⅱ)	過去12ヶ月の入院 日数90日以内	230円	370円	230円	370円	230円
		過去12ヶ月の入院 日数91日以上※	180円	370円	180円	370円	180円
	低所得者(Ⅰ)		140円	370円	110円	370円	110円
	老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者		110円	0円	110円	0円	110円

★ 65歳未満の方は居住費の負担はありません。

※ 役場に申請することにより1食180円になります。